

子育て世帯 訪問支援事業



家事・育児に負担を抱える子育て世帯・妊産婦・ヤングケアラーの方などがいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事を支援します！



ご利用できる方

長門市に住民票があり、
家事・育児に対して不安や負担を抱えており、
訪問支援が必要と長門市が認めた以下の家庭

- ・18歳未満のお子さんが居る家庭
- ・妊産婦のいる家庭
- ・ヤングケアラーのいる家庭

※ご家庭の状況によっては、他のサービスをご案内する場合があります。



【お問い合わせ・お申込み】

こども家庭センター
「ここいく」

〒759-4192

長門市東深川1339-2 子育て支援課内

TEL 23-1225、27-0077

支援内容

ヘルパー資格をもつ専門スタッフが自宅を訪問し、家事や育児をサポートします。（1日1回2時間以内）

①家事支援

食事の準備・後片づけ、掃除、洗濯、買物

②育児支援

沐浴・おむつ交換の準備・後片づけなど

③相談支援

悩みや不安の傾聴、相談・助言



利用者負担額

世帯区分	利用時間1時間あたり（30分あたり）
生活保護世帯	0円（0円）
市民税非課税世帯	
市民税所得割額 77,101円未満の世帯	
措置世帯	
その他世帯	300円（150円）

サービスの流れ

相談・申請

利用希望の場合、こども家庭センター（子育て支援課内）または、各支所に利用申請を提出します。

訪問

こども家庭センターの職員が自宅を訪問し、意向や生活状況等についてお話を伺います。

対象要件
確認

サポートプラン
作成

生活状況等を踏まえ、課題解決に向け、こども家庭センターの職員が利用者と一緒に考えサポートプランを作成します。

審査・決定

市で審査を行い、利用が決定した場合は、申請者とサービス提供事業者へ決定通知書を送ります。

不承認

利用前訪問

こども家庭センター職員とサービス提供事業者で申請者の自宅を訪問し、サービス内容等の最終調整を行います。

サービス開始

サービス提供事業者が自宅を訪問し、サポートプランに基づき支援を行います。

利用者負担がある場合は、直接サービス提供者へ支払ってください。

モニタリング

こども家庭センターの職員が定期的に訪問してお話をお伺いします。

